

次期岐阜県教育大綱＜素案＞

はじめに

本県は、長良川をはじめとする豊かな自然に恵まれた「清流の国」です。

「清流」が象徴する豊かな自然や暮らしあは、先人たちの努力によって守られ伝えられてきました。「清流」が存在すること自体が文化であり、私たちのかけがえのない財産なのです。

この「清流」を次代へ引き継いでいくうえで基盤となるのが人づくりであり、その要となるのが教育です。

岐阜県では、平成28年3月に「岐阜県教育大綱」を策定し、「『清流の国ぎふ』の未来を担う人材の育成」を基本理念として、考える力や基礎学力の育成を初めとする教育の推進を図ってまいりました。

この間、岐阜県の人口が35年ぶりに200万人を割り込み地域や社会の担い手不足が深刻さを増しているほか、様々な分野でA I やI o Tが導入される超スマート社会が現実のものとなりつつあります。

社会のこうした大きな変化にも的確に対応し、地域が活力を維持したまま安心して暮らせる「清流の国ぎふ」の未来づくりが本県の目指すところであり、その未来を担う人づくりは重要な課題です。

このような思いから、本県の教育大綱は、引き続き「『清流の国ぎふ』の未来を担う人材の育成」を基本理念に掲げ、知事部局と教育委員会との連携のもと、将来の岐阜県を担う子どもたちの教育の大きな方向性を示したもので

す。

この大綱に示した方向性に沿い、家庭、地域、学校、企業等関係者と広く連携し、「オール岐阜」による地域社会や経済の発展の基盤たる人材の育成を進めてまいります。

基本理念

「清流の国ぎふ」の未来を担う人材の育成

人口減少社会においても、安心して県民が暮らすことができ、地域に魅力を感じながら、誇りを持つことができる「清流の国ぎふ」づくりを進めるため、「「清流の国ぎふ」の未来を担う人材の育成」を本県の教育の基本理念とします。

- 子どもたち一人一人に、人口減少・少子高齢化の進展や超スマート社会の到来など社会の変化や課題に柔軟かつたくましく対応できる力や、ふるさと「清流の国ぎふ」への誇りと愛着が備わるよう、ふるさと教育やキャリア教育・産業教育を推進します。
- 子どもたちがそれぞれの夢の実現に向け、たくましく生き抜いていくことができるよう、基盤となる学力の育成を図るほか、国際的に活躍できる「グローバル人材」の育成や、A I やI C Tなど技術革新に対応した教育、多様なニーズに対応した教育の充実を図ります。
- 子どもたちに真に必要な教育を持続的に行うため、教職員の働き方改革を進めるとともに、子どもたちがのびのびと学校生活を送ることができる安全・安心な教育環境づくりを進めます。
- 地域社会の一員として豊かな人間関係を築くことができるよう、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりを推進するとともに、生涯にわたる学習・文化・スポーツの推進を通じて、子どもたちの創造力や表現力を高め、豊かな人間性を育むとともに、地域社会の活性化を目指します。
- これらの取組みを通じて、本県の教育の基本理念である「「清流の国ぎふ」の未来を担う人材の育成」を目指します。

基本目標 1 「清流の国ぎふ」への愛着を持ち、地域を担う人材の育成

- 「清流の国ぎふ」への誇りや愛着を育むため、各教育段階においてふるさとを学ぶ教育の充実を図ります。
- 企業や地域と連携したキャリア教育や産業教育の充実により、未来の岐阜県を支える人材の育成を図ります。

基本方針

(1) 各教育段階における「清流の国ぎふ」への誇りと愛着の醸成

小中学校を中心とした幼児期からの岐阜県の自然・歴史・文化等の体験活動や高等学校における地域課題の解決を通じてふるさとを学ぶ教育の充実等、各教育段階に応じた取組みを通じ「清流の国ぎふ」への誇りと愛着を育みます。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・各教育段階に応じた、切れ目のない「ふるさと教育」の推進が必要。
- ・将来地元に戻ってきてもらうには、幼児、小中学校の教育が大切。
- ・地域の課題を我が事として捉える。
- ・地域社会を支える人材を輩出できる教育の推進が必要。
- ・県外流出に歯止めがかかっていない現実を踏まえ、「ふるさと教育」の充実が必要。

(2) 各教育段階におけるキャリア教育・産業教育の充実

各教育段階において、地域産業や職業に対する興味や関心、理解を醸成し、将来の地域産業を担う人材の育成を図ります。

専門高校等においては、産業界等との連携により社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成を図ります。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・地域産業を支える人材を輩出できる教育の推進が必要。
- ・大学段階における人材育成の充実が必要。
- ・職業に対して、子どもたちが憧れを持つことが大切。
- ・子どもは身近に見たり感じることで職業への憧れを持つため、職業体験や社会見学の機会を増やしてほしい。
- ・高校に進学する目的や、大学卒業後に何を目指すのか、中学生の時に考えさせるキャリア教育が重要。また、職業に従事する人とのふれあい時に、本県

の課題やふるさとへの貢献の重要性を感じさせる「ふるさと教育」を推進してほしい。

- ・県外流出に歯止めがかかっていない現実を踏まえ、地域と連携したキャリア教育の推進が必要。

(3) ぎふの豊かな自然環境を背景とした木育や環境教育、食育等

本県の清流や森林をはじめとする豊かな自然を背景とした「ぎふ木育」や環境学習を推進するほか、これらが育む食について学び、豊かな心と身体や生きる力を育みます。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・子どもたちが自然から離れていく傾向が強いので、山や川といった自然を体験して学ぶ取組みが必要。
- ・地球環境保全の視点を盛り込むこと。
- ・郷土の自然や食について学ぶことは、「生きる力」に繋がる。

(4) 豊かな人間性を育む教育の充実

幼少期から、生命を尊重し命をつなぐことの大切さを学ぶとともに、子どもたちの豊かな情操や他を思いやる心、道徳心を育みます。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・今後の目まぐるしい変化の中で生き抜いていくための基礎的な力として、しつかりとした人間性を育んでいくことが必要。

(5) 大学との連携促進

大学との連携により、大学生が卒業後に県内で就職、定住するための取組みを充実し、本県の将来を担う企業人材や地域の担い手の育成・確保を推進するとともに大学教育への円滑な接続に向けて取組みます。

基本目標2 多様なニーズや課題に対応した教育

- 障がいのある子どもたちや外国人の子どもたちなど、一人一人の多様なニーズに対応した教育を充実します。
- いじめの未然防止や早期発見、早期対応の徹底、人権教育を進めます。

基本方針

(1) 特別支援教育の充実

特別支援学校等における特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する教育の充実を図るため、教職員の専門性の向上や、一人一人の子どもの障がいの状態や発達の段階に応じた指導や支援を行うほか、卒業後の社会的自立に向けた取組みの充実を図ります。

(2) 外国人児童生徒の教育の充実と多文化共生意識の醸成

外国人児童生徒にも県民として学習の機会を保障するため、適応指導員の配置などによる就学しやすい環境づくりを行います。

また、共生社会の実現に向けて多文化共生意識の醸成を図ります。

(3) 不登校児童生徒等の教育機会の確保・再チャレンジ支援

不登校や経済的な理由等により修学が困難な児童生徒等に対する学習支援の充実を図るため、関係団体と連携しながら学びの再チャレンジに向けた相談体制の充実や教育環境の整備を推進します。

(4) いじめ等への対応の徹底と人権教育の推進

予防的な生徒指導によるいじめの未然防止に努めるとともに、家庭・地域との情報共有による早期発見やいじめ等に対する相談体制の充実を図ります。

また、学校、家庭、地域が連携して人権尊重の意識を育むなど、人権教育を推進するとともに、様々な人権問題を解決する力の育成を図ります。

基本目標3 主体的に学び考える力の育成

- 子どもたちが夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成します。
- 伝統・文化に対する深い理解を備えつつ、国際的に活躍できる「グローバル人材」の育成や、全ての生徒に対して情報活用能力の向上に努めます。

基本方針

(1) 確かな学力の育成

子どもたち一人一人の学ぶ意欲を高め、基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む姿勢の育成に取り組みます。

(2) グローバル社会で活躍できる人材の育成

外国語による実践的なコミュニケーション能力の向上を図るとともに、伝統・文化の理解を深め、郷土を愛する心を涵養することで、郷土に根ざしたアイデンティティーを持ってグローバル社会で活躍できる人材の育成に取り組みます。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・日本や日本を取り巻く世界の学習を通して、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会における日本の役割を考える学習の機会について考慮すること。

(3) 情報活用能力の育成

全ての生徒に対して、ＩＣＴや多様な情報媒体の活用による情報教育の充実を図るとともに、表面的な学力ではなく、物事の本質をとらえる能力の育成を図ります。また、インターネットリテラシーの向上や情報モラル教育の充実を図ります。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・ネット依存に対する適切な指導を行う必要がある。
- ・メディアリテラシーを推進すべき。

(4) 幼児教育の充実と小学校教育との円滑な接続

人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るとともに、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校が連携し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・幼児教育の充実は大変重要。
- ・幼児教育は幼稚園に限定せず、保育園や認定子ども園まで含める表現とするべき。

(5) 主権者教育等の推進

将来、自立した社会人として主体的に社会参画できるよう、18歳成人や主権者としての自覚と社会参画の力を育む教育や消費者教育等を推進します。また、男女共同参画意識の醸成を図ります。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・18歳成人についても取り上げるべき。
- ・18歳成人に向けて、主権者教育や法的責任教育などの権利と義務の教育強化が必要。
- ・学校等における男女平等教育の推進が必要。

(6) 私立学校教育の振興

私立学校の持続的な運営を確保するとともに、児童生徒のニーズに応える特色と魅力ある学校づくりを支援します。

基本目標4 学校・家庭・企業・地域の連携強化や多様な人材の活用

- 地域や企業、学校が連携して魅力ある学校づくりやふるさと教育などの充実などに向けて取り組むとともに、教育の充実や教員の多忙化の解消に向けて学校における多様な人材の活用を進めます。
- 関係機関が連携し、子どもの貧困対策や青少年の健全育成に向けた取組みを推進します。

基本方針

(1) 地域や企業等と学校の連携の強化

地元市町村や企業等と連携し、高等学校の特性に応じた活性化を図るなど、魅力ある高等学校づくりや、ふるさと教育、キャリア教育・産業教育などの充実に向けた環境づくりを推進します。

また、地域住民と学校が連携し、地域学校協働活動など地域全体で子どもの成長を支える環境づくりを推進します。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・学校と市町村とが連携を深めていくことが必要。
- ・高等学校の魅力づくりについては、社会のニーズや産業構造等の変化にも対応したものとすること。

(2) 学校等における多様な人材の活用

ふるさと教育やキャリア教育・産業教育などの充実や多様な学びの提供に向けて、学校等における地域や専門分野の人材の活用を推進します。

(3) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、地域とも連携し、課題を抱える子どもに対する学習面や生活面等での支援を推進します。

(4) 健全な青少年を育む社会環境づくり

犯罪の複雑化やトラブルに対応するため、相談体制の整備や啓発強化等を図り、地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図ります。

(5) 家庭の教育力の向上

全ての教育の出発点である家庭の教育力の向上を図るため、企業や地域など社会全体で家庭教育を支援する環境づくりを推進します。

基本目標5 教職員の働き方改革と育成、安全・安心な教育環境づくり

- 児童生徒に真に必要な総合的な指導が持続的に行えるよう、教員の時間外勤務の抑制と学校における働き方改革の促進を図ります。
- よりよい教育を実現するためには、よき指導者が必要であることから、質の高い教育を提供できる教職員の育成に努めます。
- 学校運営や危機管理体制の充実を図ることで、子どもたちが安心してのびのびと学校生活を送ることができる教育環境づくりを目指します。

基本方針

(1) 時間外勤務の抑制と多忙化の解消

不断の事務事業の見直しや、正確な勤務時間の把握のほか、外部人材・ICTの活用などにより、教職員の時間外勤務の抑制や多忙化の解消を図り、質の高い教育環境を実現します。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・教職員の多忙について、勤務実態把握とともに、教員が本来行うべき業務なのかどうかという点での業務内容の分析を十分行うこと。
- ・先生の働き方改革にICTを取り入れる必要がある。
- ・教職員の働き方改革について常に検証を行い、PDCAサイクルを徹底すること。
- ・小中学校や私学の場でも教職員の働き方改革を着実に進めること。

(2) 教職員のハラスメントやメンタル不調対策の強化

ハラスメント等への相談体制の充実や対応の強化とともに、メンタル不調の早期発見・早期対応により、事案の速やかな察知と解決を図ります。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・教職員の相談の仕組みを充実させる必要がある。
- ・教員のストレス負担を軽減できるような細やかなケアについて十分考慮すること。

(3) 優秀な教職員の確保・資質能力の向上

県内外から優秀な人材を確保するとともに、若手教職員を中心とした育成強化を図ります。教職員の資質向上のため、教職員自身が岐阜を知ることや、その時々の喫緊の課題や新しい課題も踏まえた研修の充実を図ります。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・教職員にやりがいを持ってもらうことが必要。
- ・教職員の仕事の魅力を高めることが大切。
- ・先生が岐阜の自然を知ることが必要。
- ・子どもの教育に褒めて伸ばす手法を取り入れる必要がある。
- ・教える人、育てる人をどう育成するかが大事。

(4) 体罰・不祥事の根絶と学校マネジメントの推進

教職員による体罰・不祥事の根絶を図るとともに、学校管理職のマネジメント力の向上に向けた組織・体制づくりを推進します。

(5) 安全・安心な学校づくりと危機管理体制の充実

家庭や地域と連携し、児童生徒が安心して学べる安全な学校づくりを推進するとともに、自らの命を守るために安全教育の充実を図ります。

また、食物アレルギーを有する児童生徒が安全・安心に生活できる学校づくりを推進します。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・自分の住んでいる地域特有の災害の状況を理解するための災害教育を盛り込むこと。
- ・災害発生時における各学校の対応など、児童生徒の命を守るために危機管理体制を絶えず見直し、安全・安心な教育環境づくりを推進すること。
- ・近年の災害を鑑みた課題に対応可能な、災害時におけるマニュアルの見直しが必要（特に、大規模停電を想定したもの）。

(6) 学校施設の整備やＩＣＴ等の利用環境の整備

学校施設の老朽化対策や空調整備など、学校における安全・安心対策を推進します。

また、学校における施設設備の整備を図るほか、学習者用コンピュータや無線ＬＡＮの整備、ＩＣＴ教材の開発・活用など、学校のＩＣＴ環境整備を推進します。

<前回総合教育会議等の意見>

- ・近隣県と比較し、客観的に方向性を見極めることが大切。
- ・専門学校にＩＣＴを取り入れ、特色を出すとよい。
- ・超スマート社会の到来を見据え、ＩＣＴ教育の充実が実現できるよう、ＩＣＴ環境の整備を盛り込むこと。

基本目標 6 スポーツの振興、健康・体力つくりの推進

- 子どもから高齢者まで、生涯にわたり、日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図ることで、地域社会の活性化を目指します。
- スポーツやレクリエーションを通じて、健やかな心と体づくりを図ることで、豊かな人間性を育み、相互に理解し尊重し合う土壤を培うことを目指します。

基本方針

(1) 地域スポーツ、レクリエーションの推進

地域スポーツの活性化や、スポーツ・レクリエーションイベントの充実を図り、県民のスポーツへの関心や取組みをさらに高めます。

(2) 競技スポーツの推進

ジュニア世代からの一貫した強化により、トップアスリートの輩出を目指した競技力の向上を図ります。

(3) 障がいのあるなしに関わらずスポーツに親しめる環境づくり

障がい者向けのスポーツ教室の開催や、障がい者スポーツ指導者の育成、特別支援学校における児童生徒がスポーツに親しめる取組みの促進など、障がいのあるなしに関わらずスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

(4) スポーツを通じた内外交流の推進

スポーツを「する・観る・支える」を通じて、海外や他地域との交流、住民同士の絆づくりを深めるなど、スポーツを通じた内外交流を推進します。

(5) 健康・体力つくりの推進

幼児、児童生徒の体力の向上及び心身の健康の保持増進を図るため、体育指導者の資質、指導力の向上やスポーツ指導者の活用等により、体育の授業や運動部活動等の体育的活動の充実を図ります。

また、現代的な健康課題の解決を図るため、家庭や地域とも連携しながら健康教育を推進します。

基本目標7 生涯学習、文化芸術の振興

- 人生100年時代を見据え、生涯を通じた学習や文化芸術の振興を図ることで、自己実現のみならず、地域社会における課題の解決や地域の活性化を目指します。
- 文化に親しむ機会を通じて、子どもたちの豊かな心を培い、創造性や表現力を高めるとともに、郷土を知り、郷土を愛する心を育みます。

基本方針

(1) 生涯学習の推進や学び直しができる環境づくり

NPO、企業、大学等と連携した社会人の学ぶ機会の充実や人材育成、学習の成果を地域社会で生かす場づくりや、大学等と連携して社会人のキャリア形成を推進します。

(2) 障がいのあるなしに関わらず文化芸術に親しめる環境づくり

岐阜県障がい者芸術文化支援センターを中心に、障がい者芸術に係る支援や活動発表の場の拡充などに取り組むとともに、障がいのあるなしに関わらず文化芸術に親しめる環境づくりを推進します。

(3) 文化芸術を活かした内外交流の推進

国内外に本県の誇る文化・伝統・芸術などを積極的に発信し、海外や他地域との交流を深めるなど、文化芸術を活かした内外交流を推進します。

(4) 文化活動の推進

学校や地域において文化芸術や伝統文化に触れ、参加する機会を確保するとともに、子ども・若者や障がい者など、多様な文化芸術活動の担い手の育成を図ります。

また、清流を守り、活かし、伝える環境保全意識を育てる取組みを推進します。

(5) 文化財の保存・伝承の推進

文化財の適正な保存や後継者の育成、伝承活動への支援など、郷土の文化資源を未来へ守り伝えていくための取組みを推進します。